

福岡県公報

平成23年7月8日
第 3 2 7 7 号

目 次

告 示 (第1161号 - 第1192号)

○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	1
○県営土地改良事業計画の決定	(農村整備課) ……………	2
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) ……………	2
○漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意	(漁業管理課) ……………	3
○土地改良事業の工事の完了	(農村整備課) ……………	3
○県営土地改良事業計画の決定	(農村整備課) ……………	3
○県営土地改良事業計画の決定	(農村整備課) ……………	3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	4
○救急病院でなくなった病院	(医療指導課) ……………	4
○救急病院の認定	(医療指導課) ……………	4
○救急病院の認定	(医療指導課) ……………	4
○土地収用法に基づく事業の認定	(用 地 課) ……………	4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	7
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課) ……………	7
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課) ……………	8
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課) ……………	8
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課) ……………	8
○保安林の所在場所等	(森林保全課) ……………	9
○保安林の所在場所等	(森林保全課) ……………	9

○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(森林保全課) ……………	9
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(森林保全課) ……………	10
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(森林保全課) ……………	11
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(森林保全課) ……………	11
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) ……………	11

○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) ……………	12
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) ……………	12
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) ……………	12
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) ……………	13

公 告

○落札者等の公示	(総務事務センター) ……………	13
----------	------------------	----

告 示

福岡県告示第1161号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年7月8日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
--------------	------------	-------	------------	-----	---------------	---------------

北九州	県道	町川原 赤間線	前	宗像市赤間1丁目21番1先から 宗像市赤間2丁目293番2先 まで	11.4 ～ 25.8	508.0
			後	宗像市赤間1丁目21番1先から 宗像市赤間2丁目293番2先 まで	11.4 ～ 25.8	

福岡県告示第1162号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成23年7月8日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営筑後北部第2地区土地改良（農業用排水施設整備）事業計画書の写し	平成23年7月8日から 平成23年8月8日まで	筑後市役所 久留米市役所 大木町役場

福岡県告示第1163号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年7月8日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成23年6月17日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称

新入パワータウン

(2) 所在地

福岡県直方市大字下新入字上中曽根522-2ほか

3 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
福北都市開発有限会社 代表取締役 田代恵祐 福岡県直方市下新入627-1	福北都市開発有限会社 代表取締役 田代恵祐 福岡県直方市大字下新入627番地1
株式会社やまだい 代表取締役 山下哲生 福岡県うきは市浮羽町高見659番地の9	株式会社やまだい 代表取締役 山下哲生 福岡県筑紫野市二日市南三丁目7番8号
	オリックス株式会社 代表執行役 井上亮 東京都港区浜松町二丁目4番1号

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社やまだい 代表取締役 山下哲生 福岡県うきは市浮羽町高見659番地の9	株式会社やまだい 代表取締役 山下哲生 福岡県筑紫野市二日市南三丁目7番8号
その他未定	株式会社くすりのコーエイ 代表取締役 田中元伸 福岡県田川市新町23番47号
	株式会社プロスパー 代表取締役 相部比美美 福岡県田川市魚町1番14号
	株式会社紀之国屋 代表取締役 中村大志 福岡県直方市大字頓野字三本松970
	株式会社イエローハット 代表取締役 堀江康生 東京都中央区日本橋馬喰町一丁目4番16号

	マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 柴田英二 福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号
--	---

福岡県告示第1164号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による次の届出に係る特定第2号漁業者の同意は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により公示する。

平成23年7月8日

福岡県知事 小川 洋

発起人の住所及び氏名並びに区域及び区分

住 所	氏 名	区 域 (漁業共済の加入区の名称)	区 分
糸島市志摩野北 〃	西崎 重喜 田 中 長幸	糸島漁業協同組合の地区のうち 旧野北漁業協同組合の地区 (野北加入区)	小型船びき網漁業
糸島市志摩野北 〃	西崎 秀太 西崎 武幸	糸島漁業協同組合の地区のうち 旧野北漁業協同組合の地区 (野北加入区)	総トン数10トン以上 100トン未満の漁船 により営む漁業

福岡県告示第1165号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき、土地改良事業を行う者から土地改良事業の工事の完了に係る届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

平成23年7月8日

福岡県知事 小川 洋

土地改良事業の 事業主体名	土地改良事業の名称	施行認可年月日	工事完了年月日
田中土地改良区	区画整理事業 (田中地区)	平成8年5月27日	平成19年3月31日

福岡県告示第1166号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成23年7月8日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営久留米西部地区土地改良（農業 用排水施設整備）事業計画書の写 し	平成23年7月8日から 平成23年8月8日まで	久留米市役所 大川市役所 大木町役場

福岡県告示第1167号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成23年7月8日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営久留米西部地区土地改良（農道 整備）事業計画書の写し	平成23年7月8日から 平成23年8月8日まで	久留米市役所

福岡県告示第1168号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年7月8日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
中間市長津三丁目862番及び863番
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中間市岩瀬西町62番13号

伊藤 昭彦

福岡県告示第1169号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年7月8日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市大板井字餅田1448番14、1448番16及び1448番18

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大野城市つつじヶ丘2丁目13番20号

齋藤 慶一

福岡県告示第1170号

次に掲げる病院は、平成23年4月30日付けで、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院でなくなったので、同令第2条第2項の規定により告示する。

平成23年7月8日

福岡県知事 小川 洋

病 院 の 名 称	所 在 地
独立行政法人労働者健康福祉機構九州 労災病院	北九州市小倉南区葛原高松1-3-1

福岡県告示第1171号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成23年7月8日

福岡県知事 小川 洋

病院の名称	所 在 地	有 効 期 間
独立行政法人労働者健康福祉 機構九州労災病院	北九州市小倉南区曾根北町1-1	平成23年5月1日から 平成26年4月30日まで

福岡県告示第1172号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成23年7月8日

福岡県知事 小川 洋

病院の名称	所 在 地	有 効 期 間
朝倉医師会病院	朝倉市来春422-1	平成23年7月1日から 平成26年6月30日まで
新小文字病院	北九州市門司区大里新町2-5	
遠賀中間医師会おんが病院	遠賀郡遠賀町大字尾崎1725-2	

福岡県告示第1173号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

平成23年7月8日

福岡県知事 小川 洋

1 起業者の名称

筑後市

2 事業の種類

市道と泉久保田前田線改築工事（福岡県筑後市大字和泉字西川原地内から同市大字和泉字久保田地内まで）

3 起業地

(1) 収用の部分

福岡県筑後市大字和泉字西川原及び字久保田地内

(2) 使用の部分

福岡県筑後市大字和泉字西川原及び字久保田地内

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、福岡県筑後市大字和泉字西川原地内の市道と泉花田山ノ井前田線との接続点を起点とし、同市大字和泉字前田地内の県道江島筑後線との接続点を終点とする延長422mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「市道と泉久保田前田線改築工事」（以下「本件事業」という。）のうち、既に用地取得の完了している部分を除いた、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、土地収用法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

市道と泉久保田前田線（以下「本路線」という。）は、道路法第8条の規定により筑後市長が市道に認定した道路であり、筑後市は、同法第16条の規定により本路線の道路管理者であることから、起業者である筑後市は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

本件事業は、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第3種第3級の規格に基づく2車線のバイパス道路工事である。

本件区間に対応する本路線の現道部分（以下「現道」という。）は、福岡県筑後市大字和泉字久保田地内の市道と泉中秋松線との接続点を起点とし、同市大字和泉字前田地内の県道江島筑後線との接続点を終点とする延長約285mの道路（一部区間は平成18年7月4日付で市道と泉西川原前田線に改称）である。現道は、沿線地域住民の通勤、通学、買い物といった日常生活道路としての役割をはじめ、九州旅客鉄道株式会社（以下「JR」という。）羽犬塚駅、市民の森公

園、サザンクス筑後及び筑後市立病院といった公共施設へのアクセス道路や大手製粉工場等への物資輸送道路として、また、筑後市立羽犬塚小学校、同市立羽犬塚中学校及び福岡県立八女工業高等学校への通学路としての役割を果たしている。

しかしながら、市道と泉花田山ノ井前田線、市道と泉中秋松線及び現道を経由するルートについては、現道が最小幅員3.4mの狭小な1車線道路で、そのうえ見通しの悪いカーブもあることから、乗用車相互のすれ違いが困難で徐行運転を余儀なくされているうえ、物資輸送のために通行する大型車は著しく通行が困難である等、円滑かつ安全な交通が阻害されている。また、歩道が未整備なため、歩行者及び自転車通行者（以下「歩行者等」という。）の安全性が脅かされている状況にある。

また、現道の周辺道路の状況としては、市道と泉花田山ノ井前田線及び一般国道442号を経由するルートについては、一般国道442号の自動車交通量が多く朝夕の通勤時間帯には交通混雑が発生しているうえ、大半の区間が歩道が未整備であることから、円滑かつ安全な交通が十分に確保されていない状況にある。

こうした現状に加え、JR羽犬塚駅の西側地域は、表口がある東側地域に比べ駅前広場などの整備が遅れていることから、中心市街地の拠点施設である同駅の西側に「羽犬塚駅西側広場」を筑後市が整備し、同駅周辺機能の充実を図ることにより、市民及び駅利用者の利便性及び快適性を向上させることを目的として「羽犬塚駅西側広場整備事業」を施行しているところであり、今後の交通需要の増大が見込まれる地域であることから、円滑かつ安全な交通がより一層阻害されることが予想される。

本件事業の完成により、自転車歩行者道を備えた2車線道路が整備され、本件区間における円滑かつ安全な自動車交通が確保されるとともに、平成42年に見込まれる計画交通量2,600台/日にも十分対処することが可能となる。また、自転車歩行者道が自動車道と分離して整備されることから、歩行者等の安全が確保される。さらに、「羽犬塚駅西側広場」と一体的に機能し、JR羽犬塚駅等公共施設へのアクセス機能の向上及び同駅西側地域の活性化に寄与するものと認められる。

なお、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施を義務付けられた事業には該当しないが、本件事業が生活環境等に及ぼす影響については、起業者が任意で検討を行った結果、大気質及び騒音について、環境基準等を満たすものと予測している。また、起業者は工事の施工に当たっては、排出ガス対策型建設機械・騒音震動対策機械を使用する等の対策により、地域住民の生活環境に配慮することとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

イ 失われる利益

起業者の文献調査等によると、改変面積が僅かであることから、改変される区域内に生息・生育する可能性がある希少な動物・植物に与える影響は軽微であると予測される。また、工事の実施に当たっては、施工中において確認された場合は、改変区域外の環境が類似している場所への移動等の措置を講じることにより、保全できるものと考えられる。

また、本件区間内の土地には文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しないが、工事等において遺跡等が確認された場合は、起業者は福岡県教育委員会と協議して、適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業は、福岡県筑後市大字和泉字西川原地内の市道と泉花田山ノ井前田線（JR羽犬塚駅前）との接続点を起点とし、同市大字和泉字前田地内の県道江島筑後線との接続点を終点とする延長422mの区間について、円滑かつ安全な交通の確保を主な目的として、道路構造令による第3種第3級の規格に基づく自転車歩行者道を備えた2車線道路を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

本件区間における道路の整備手法としては、市道と泉花田山ノ井前田線及び市道と泉中秋松線を拡幅する案、現道拡幅案、バイパス方式によるバイパス南側

案（申請案）並びに一般国道442号及び市道と泉中松線を拡幅する案が考えられる。しかし、市道と泉花田山ノ井前田線及び市道と泉中秋松線を拡幅する案は大規模工場内を通過しており、また、一般国道442号及び市道と泉中松線を拡幅する案は支障物件が多数あること等から比較対象から除外し、現道拡幅案とバイパス南側案で比較検討が行われている。

申請案は、用地面積は多くなるが、工事費、用地費及び補償費ともに廉価であり、経済性に優れることに加えて、支障となる物件が少なくなり、工事期間中における交通規制区間が短くなることから、地域住民の生活に与える影響は少なく、施工性に優れている。一方、現道拡幅案は、現道を活用し、用地取得面積は少なくなるものの、支障となる物件が多く補償費が高額となるうえ、工事期間中における交通規制を講じる区間が長くなるため、地域住民の生活に与える影響が大きく、施工性に劣る。

よって、本件区間内における道路の整備手法については、事業による社会的影響、事業の経済性及び技術的観点から総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越し、また、事業計画も合理的であることから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたように、現道は幅員狭小な1車線道路で、見通しの悪いカーブもあり、円滑かつ安全な交通が阻害されており、また、通学路や公共施設へのアクセス道路として利用されているにもかかわらず、歩道が未整備なため、歩行者等の安全が脅かされている状況にあり、道路としての機能が著しく損なわれている。そして、JR羽犬塚駅の西側地域においては、羽犬塚駅西側広場の整備等に伴

い、今後交通需要の増大が見込まれ、円滑かつ安全な交通がより一段と阻害されることが予想される。さらに、筑後市は「第4次筑後市総合計画（平成22年度実施計画）」において、「安全で快適な生活を支えるまちづくり」のために、本件事業を施策貢献度の高い事業として位置付けている。加えて市民が参加し取りまとめられた「羽犬塚駅周辺地区まちづくり提言書（平成16年1月）」において、「交通利便性を高め、筑後市の玄関口としての整備を行う」事業として位置付け、整備促進を強く提案している。

以上のことから本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び取用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に基づき必要な範囲であると認められる。

また、取用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、取用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を取用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、土地取用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地取用法第20条各号の要件をすべて充足するものと判断される。

以上により、筑後市から申請のあった市道と泉久保田前田線改築工事（福岡県筑後市大字和泉字西川原地内から同市大字和泉字久保田地内まで）について、土地取用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

5 土地取用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所

筑後市役所（建設経済部道路・水路課）

福岡県告示第1174号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年7月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫郡那珂川町片縄北6丁目798-6から798-9まで、798-49及び798-71
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市中央区笹丘1丁目32番9号
中村建設株式会社
代表取締役 山下 隆吉

福岡県告示第1175号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年7月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
うきは市浮羽町新川字出島2687の1、字裏迫4905の4、字外輪道ノ上4906の2、4914の1、4914の3、字桃ノ瀬5044の1から5044の3まで
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1176号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年7月8日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

北九州市小倉南区大字合馬字立石横谷2223の55（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1177号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年7月8日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

筑紫野市大字平等寺1753の21、1753の23、1753の48、大字山口2379の11

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1178号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年7月8日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

八女市星野村字柳原東山9280

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1179号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成23年7月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林の所在場所
糟屋郡宇美町大字炭焼字椎ノ木159の1、159の2、字桃ノ木201、字原田谷山283の8、283の21
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び宇美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1180号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成23年7月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林の所在場所
糸島市白糸字地獄480の3、480の25
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1181号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成23年7月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和58年7月5日福岡県告示第1101号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1182号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成23年7月8日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年9月27日福岡県告示第1593号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1183号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成23年7月8日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年7月5日福岡県告示第1100号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1184号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成23年7月8日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年8月9日農林水産省告示第1401号（5に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1185号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成23年7月8日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和58年2月18日農林水産省告示第190号（6に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法 変更しない。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1186号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成23年7月8日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和57年12月17日農林水産省告示第2066号

2 変更に係る指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法 変更しない。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課並びに古賀市役所及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1187号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において

準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成23年7月8日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和58年6月7日福岡県告示第895号

2 変更に係る指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法 変更しない。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び川崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1188号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年7月8日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称
イオン福岡東ショッピングセンター
(2) 所在地
福岡県糟屋郡志免町大字御手洗字高原6ほか

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第1189号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年7月8日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成23年6月16日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人空楽

(2) 代表者の氏名

森脇 賢司

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市小倉南区星和台二丁目11番18号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、福岡県内の障がいのある人たちに対して、それぞれのライフステージに沿った支援事業を行い、バリアフリーのまちづくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第1190号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年7月8日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成23年6月16日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人シニアネット北九州

(2) 代表者の氏名

林 久雄

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号 AIMビル7F

(4) 定款に記載された目的

本会は、不特定かつ多数の一般市民に対して、北九州の恵まれた自然（資源）とシニア世代を中心とした経験豊かな人材を活かして、健康で心豊かな生活を営む上での、全ての環境を提示することを目指す。このため、「もったいない」をキーワードにした市民参画型の協働に取組み、情報化社会の格差を解消し、必要な情報の受発信やコミュニケーションの拡大と、自然に親しみ環境保全の意欲を持つ市民の形成に係る事業を行い、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1191号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年7月8日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成23年6月17日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人タウンモービルネットワーク北九州

(2) 代表者の氏名

植木 和宏

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市小倉北区浅野二丁目14番2号

(4) 定款に記載された目的

(変更前)

この法人は、自転車を都市の適正な公共交通手段として位置づけ、利用促進のためのあらゆるシステムの構築の中で、タウンサイクルやタウンモビリティに関する乗り物の共同利用のためのレンタサイクル事業や、駐車場施設の運営・管理及び駐車マネジメントなどを通して、まちづくりの推進、環境の保全、高齢者等の福祉の増進などに寄与する事を目的とする。

(変更後)

この法人は、自転車を都市の適正な公共交通手段として位置づけ、利用促進のためのあらゆるシステムの構築の中で、タウンサイクルやタウンモビリティに関する乗り物の共同利用のためのレンタサイクル事業や、駐車場施設の運営・管理及び駐車マネジメント、持続可能な低炭素地域づくりなどを通して、まちづくりの推進、環境の保全、高齢者等の福祉の増進などに寄与する事を目的とする。

福岡県告示第1192号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年7月8日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成23年6月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人花の花

(2) 代表者の氏名

河邊 恵子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市南区老司3丁目31番5号

(4) 定款に記載された目的

(変更前)

この法人は、障がい者を対象とした障害者自立支援事業、広く市民を対象とした食育と食文化の継承事業、障がい児を含めた児童を対象とした絵画・書道などの芸術を通じての健全な精神の育成事業、プール指導などのスポーツを通じての育成事業、地域の交流事業、及び職業能力開発のための人材育成事業を行うことで、お互いの個性を認め合う、健康的でゆとりある町づくりの実現に寄与することを目的とする。

(変更後)

この法人は、障がい者を対象とした障害者自立支援事業、広く市民を対象とした食育と食文化の継承事業、障がい児を含めた児童を対象とした絵画・書道などの芸術を通じての健全な精神の育成事業、プール指導などのスポーツを通じての育成事業、地域の交流事業、職業能力開発のための人材育成事業、及び介護員養成研修などを行うことで、お互いの個性を認め合う、健康的でゆとりある町づくりの実現に寄与することを目的とする。

公告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成23年7月8日

福岡県知事 小川 洋

1 落札に係る物品の名称及び数量

熱定数測定システム 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部総務事務センター

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

平成23年6月10日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社新興精機

(2) 住所

福岡市東区馬出一丁目18番3号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

32,130,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1(a)に該当

8 入札公告日

平成23年4月22日